議　　題

税務関係部課長会議

１　公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の徴収方法について（知立市提出）

【要旨】

地方税法第 321 条の 7 の 2 第 2 項において、「（前略）市町村は、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。」とあります。

当市においては、現在、公的年金等以外の所得に係る所得割額については、年金特徴税額に加算することなく普通徴収で徴収していますが、年金特徴制度の趣旨から、年金特徴税額に加算して特徴すべきか検討しているところです。

各市の状況を参考としたいので、以下についてご教示ください。

（１）現在、公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を公的年金からの特別徴収税額に加算して特別徴収していますか。

①特別徴収している。　→（ア）へお進みください。

②特別徴収していない。→（イ）へお進みください。

（ア）どのような場合に公的年金等以外の所得に係る所得割額を年金特徴税額に加算して特徴していますか。

例）所得税及び復興特別所得税の確定申告書や市民税・県民税申告書中の徴収方法欄に記載がある場合、市で判断基準を設けて行っている、など

（イ）公的年金等以外の所得に係る所得割額を年金特別徴収税額に加算して特別徴収をしない（できない）理由があれば教えてください。

例）システム改修を必要とするため、近隣市と足並みをそろえる必要があるため、など

（２）その他、公的年金等以外の所得に係る所得割額を年金特別徴収税額に加算して特別徴収をすることについて、各市のお考えや問題点、注意点などがありましたらご教示ください。

２　個人市民税の災害減免について（一宮市提出）

【要旨】

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害で被害を受けた者が、住民税等の減免を申請しようとする場合、市町村発行の被災証明書または罹災証明書を添付していただくと思いますが、被災証明書に損害割合が明記されていない場合の損害割合をどのように判断していますか。

一宮市の場合、災害減免は「損害額がその住宅又は家財の価額の１０分の３以上」である者が減免対象となり、火災の場合は「部分焼」以上、水害の場合は「床上浸水」以上が減免対象と要綱で定めています。しかし、台風などの被害の場合の基準を明確に定めていないため、固定資産税担当課の減免調査結果を参考に損害割合を判断することを検討しております。各市の状況をご教示ください。

３　死亡者の減免について（豊川市提出）

【要旨】

地方税法第 323 条において、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。」とあります。

当市においては、現在、死亡者に関する減免の規定がなく、相続人代表者に未納額の全部を負担していただいております。しかし相続人代表者が未納額の全部に対する担税力があるとは限らず、担税力がないと判断できる相続人代表者に対して減免規定があった方がいいのではないかと検討しているところです。

各市の状況を参考としたいので、以下についてご教示ください。

（１）現在、死亡者の市県民税について減免を行っていますか。

①減免している　⇒（２）へお進みください。

②減免していない⇒（３）へお進みください。

（２）死亡者の減免のうち、どういった方を減免の対象としているか教えてください。

（３）死亡者の減免を新たに条例に加える（予定）。

①はい(予定含む) ②いいえ ③その他

４　法人市民税の資料について（東海市提出）

【要旨】

他の都道府県から提供される法人税等の更正情報には法人住民税の課税標準額の記載があるが、愛知県から送付される法人税等の更正情報に、法人住民税の課税標準額の記載がないため、法人税額を使用して更正をしているが、法人税額のみでは国税控除額が不明であるため、更正処理が誤ってしまい、結果として、誤った還付や追加徴収をしてしまう事例が発生している。

各市の対策等についてご教示お願いします。

５　上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告・課税方法の選択について（あま市提出）

【要旨】

平成 29 年度の地方税法の改正により、上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等（以下「上場株式等の配当所得等」という。）について、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、住民税の課税方法（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できるようになりました。

本市においても、その情報を入手して、市県民税の申告書を提出される方がおりましたが、そのほとんどが、上場株式等の配当所得等の申告不要制度を選択しています。

しかし、地方税法上、この制度を利用するためには、市県民税の納税通知書が送達される時までに申告が必要となりますが（地方税法第 313 条第 13 項及び第 15 項）、現実的には、7 月から 8 月にかけて、国民健康保険税等の本算定納税通知書を受け取った後、国保税等が高くなった理由を聞いて、この取り扱いを知り、今からでも市県民税の申告を受け付けてもらえないかとの相談が税務課窓口に寄せられ、対応に苦慮した次第です。

法律上に申告期限が定められている以上、原則、これと異なる取り扱いはできないものと認識しておりますが、やむを得ない事情として、何か対応する方法はないのか、情報交換をお願いしたいと思い、提案させていただきました。

そこで、お伺いしたいことは、次の 3 点です。

① 特別徴収と普通徴収の人で、申告書の受付期限を変えているかどうか、また、30 年度の課税において、その期限を具体的に、何日を設定されたのか。

② やむを得ない理由を考慮して、期限後に申告を受け付けた事例の有無と、その理由の例。

③ この制度の周知（広報やＨＰ、確定申告期間）の有無と、その方法